

## ○北上市中小企業融資利子補給要綱

平成3年4月1日

告示第44号

(目的)

第1 この告示は、中小企業への融資を円滑にするため、北上市中小企業融資要綱(平成7年北上市告示第23号。以下「融資要綱」という。)により、北上市中小企業融資の適用を受けた者に対し、毎年度予算の範囲内で市が定率の利子の補給を行い、もって中小企業の振興育成に資することを目的とする。

(平7告示25・一部改正)

(利子補給の対象資金及び利子補給率)

第2 利子補給の対象資金は、融資要綱に基づいて融資を受けた資金を対象とする。

2 融資要綱第5第1号に規定する一般中小企業融資に係る利子補給率は、年1.0パーセントとし、融資要綱第5第2号に規定する小規模企業融資に係る補給率は、年1.5パーセントとする。

3 融資要綱による融資を受けた者が債務の履行を遅延した場合の延滞利子は、補給しない。

(平9告示29・全改、平24告示甲9・一部改正)

(利子補給契約書)

第3 利子補給についての契約は、市が融資要綱第3第3号で定める金融機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(平9告示29・一部改正)

(利子補給の承認申請及び承諾)

第4 金融機関は、利子補給を受けようとするときは、北上市中小企業融資利子補給承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、北上市中小企業融資利子補給承諾通知書(様式第2号)により利子補給することを承諾するものとする。

(平24告示甲9・追加)

(利子補給金の交付)

第5 金融機関は、北上市中小企業融資利子補給金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類を受理したときは、30日以内に利子補給金を支払うものとする。

(平24告示甲9・旧第4繰下・一部改正)

(利子補給金の打ち切り等)

第6 市長は、利子補給に係る資金の融資を受けた者が、その融資を受けた資金を目的以外に使用したとき、又は市内で事業を営まなくなったときは、その者に係る金融機関に対する利子補給金を打ち切るものとする。

2 市長は、金融機関の責に帰すべき事由により、第3に規定する契約の条項に違反したときは、金融機関に対する利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(平8告示32・一部改正、平24告示甲9・旧第5繰下)

(報告の徴収等)

第7 金融機関は、第1の利子補給に係る融資に関し市長から報告を求められた場合又は市職員をして当該融資に関する帳簿、書類等調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(平24告示甲9・旧第6繰下)

改正文(平成7年告示第25号)抄

平成7年4月1日から施行する。

改正文(平成8年告示第32号)抄

平成8年4月1日から施行する。

改正文(平成9年告示第29号)抄

平成9年4月1日から施行する。

改正文(平成24年告示甲第9号)抄

平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第4関係)

(平24告示甲9・追加)